

第1号議案

職員の解任について

(案)

1. 別紙1のとおり、職員の解任を行う。
2. 業務規程第8条第1項第三号の規定に基づき、解任する職員から、別紙2により、情報の管理に関する誓約書を徴収する。

以上

【添付資料】

別紙1：職員の解任（外部秘）

別紙2：解任する職員から徴収する誓約書

別紙1については、情報管理規程 第4条（情報格付の区分）の規定に基づき、外部秘とする

解任する職員から徴収する誓約書

誓約書

電力広域的運営推進機関
理 事 長 大山 力 殿

私は、貴機関の職を辞するにあたり、下記事項について遵守することを誓約いたします。

- 職務上知りえた機密情報について、職を辞した後も、正当な理由なく開示、漏えいしないことを約束いたします。
- 貴機関の信用を傷つけ、又は名誉を汚すような行為を、職を辞した後も行わないことを約束いたします。
- 職を辞した後、故意又は過失により貴機関に損害を与えたことが発覚した場合は、その損害について賠償の責任を負うことを約束いたします。
- 職を辞す期日までに、自己が管理する文書等および物品をすべて貴機関に返還または破棄することを確約いたします。

年 月 日

職員名 _____ 印